

指名回避に関する措置要件

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 会社の発注する工事に係る競争参加資格確認資料等調査資料の提出に当たり、虚偽の記載を行い、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>(粗雑工事)</p> <p>2 会社発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>3 工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、重大な過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、会社発注工事の施工に当たり、契約に違反し、会社との契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 会社発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上6月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上3月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 会社発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上4月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定した日から 2週間以上2月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が会社の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 役員又は支店若しくは営業所（常時業務契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が取引に関連して行った贈賄の容疑により逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、会社との契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>4 会社と締結した契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、会社との契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(談合)</p> <p>5 役員又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>2月以上6月以内</p> <p>1月以上3月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上9月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上9月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>2月以上12月以内</p>

<p>6 会社と締結した契約に関し、企業等の役員又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3月以上12月以内</p>
<p>7 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、会社との契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>
<p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、会社との契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1月以上9月以内</p>

注(1) 「代表役員等」とは、概ね専務取締役以上の地位にある者をいうものとする。

以上